

銚田市立上島東小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月23日

1 はじめに 法1条

いじめは、いじめを受けた児童の『教育を受ける権利』を著しく侵害し、その『心身の健全な成長』及び『人格の形成』に重大な影響を与えるだけでなく、当該児童の『生命』や『身体』に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

そこで、本校では、児童の健全育成を図り、いじめのない学校づくりの実現を目指すために、いじめ防止の基本的な方針を策定し具体的に対策を推進していきます。

2 いじめの防止等に関する基本的な方針

(1) いじめの定義 法2条

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義のポイント

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること。

(2) 基本理念 法3条

いじめは、全校児童に関係する問題です。いじめ防止等の対策は全校児童が安心して小学校生活を送り、勉強や様々な活動に取り組むことができるように、いじめがない学校づくりを実現しなければなりません。さらに、直接的にいじめを行う児童ばかりではなく、「観衆」（はやしたてる児童）や「傍観者」（見て見ぬ振りをする児童）を決して許さない学校を目指します。そのため、全職員が「いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうる」といった危機管理意識をもち、学校が明るく・楽しく・将来の夢を語り合う空間になることを目指し、保護者・地域・関係機関との連携の下、いじめの問題の克服に努めます。

3 いじめの防止等に関する基本的な対策

☆日常的な児童生徒の観察、定期面談・アンケートにより早期発見に努力

(1) 学校が講ずる基本的施策

【児童】

「いじめを行ってはならない。」（法第4条）の徹底。

☆児童会を主体とした呼びかけやキャンペーン活動の実施

【学校】

① 道徳教育等の充実 法15条

- ・本音で語り合い、自己の生き方についての考えや自覚を深められるような授業の工夫（自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会や自らの成長を実感できる機会の充実）
- ・児童自らがいじめ問題について考え、いじめ撲滅や命の大切さについて呼びかけたり、議論したりする活動の充実
- ・校内研修の充実

② 未然防止のための環境づくり

- ・児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防

止に資する活動を行う。

- ・全校集会や学級活動等で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・自他の意見の相違があっても、互いを認めながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等、児童が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ・特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

③ 早期発見のための措置 法16条

いじめを早期に発見するため、在籍児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象いじめアンケート調査 毎月1回（4月～3月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童から調査（年3回 6月,11月,2月）
- ・毎月のアンケートで気になる回答については、速やかに臨時的な教育相談や緊急アンケートの実施をする等適切に対応する。

④ 相談体制の整備 法16条3項

- ・教育相談を通じた学級担任による児童から調査（年3回 6月,11月,2月に教育相談週間）
- ・スクールカウンセラー、市適応指導教室相談員の相談活動
- ・スクールカウンセラーによる校内研修
- ・相談窓口の周知

参考) 24時間子供 SOS ダイアル (文部科学省)

電話 0120-0-78310 (なやみ言おう)

いじめ・体罰解消サポートセンター (鹿行教育事務所)

電話 0291-33-6317

(月～金 9:00～17:00)

⑤ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進 法19条

インターネット等を通じて行われるいじめは、発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように情報モラル教育や啓発活動を行う。

- ・ケータイ会社の指導員による講演会 児童・保護者対象（年1回）
- ・保護者との連携
 - i) フィルタリングの啓発
 - ii) ケータイを持つ時のルールづくりの呼びかけ

⑥ 「茨城県いじめの根絶を目指す条例」を踏まえた取組の実施

⑦ 学校評価への評価項目の位置づけ 法34条

⑧ ホームページへの掲載

【保護者・地域・関係機関との連携】

いじめの問題への対応については、学校や保護者、教育委員会において、いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、日頃から警察署等の関係機関との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

① 保護者

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

② 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を密にする。いじめが発生した場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

③ 関係機関

学校だけでは問題の解消が困難であると判断した場合、速やかに市適応指導教室、市子ども家庭課、警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに鉾田警察署に通報する。

④ その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

(2) 個別のいじめに対して学校が講ずる措置

① いじめの事実確認

いじめを発見し解消に向けた行動を取るようになった場合、事実確認の面談は慎重に行う必要がある。 法 2 3 条

- ・被害者の訴えを受けとめる。
- ・いじめの実態と構造をつかむ。
- ・必要に応じて被害者の保護者と面接する。
- ・加害者のいじめにいたる行動、心理的背景に留意する。

② いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援 法 1 7 条

③ いじめを行った児童生徒に対する指導や保護者への助言 法 1 7 条

④ いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒に対する経過観察指導

(3) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する、心理的・物理的な影響をあたえる行為が止んで、3ヶ月継続していること

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

※被害者（保護者）に面談等で確認する

4 いじめの問題のための対策に関する組織

☆ 学級担任等が抱え込まず、「学校いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応

(1) 学校内の組織

① 「上島東小学校いじめ防止等対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置し、学期に1～2回の定期委員会を開催する他、必要に応じて委員会を開催する。

〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、特別支援コーディネータ ※校長が必要と認める者

※SC※適応指導教室相談員等 ※市子ども家庭課相談員

※学校運営連絡協議会（保護者・区長・民生委員・児童委員・青少年相談員）

② いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめ問題が発生した場合は保護者等との連携を図り、学校と保護者を含めた会議を開催する。

5 重大事案への対応

(1) 重大事態の意味

【生命心身財産重大事態】

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 法 第28条第1項第1号

【不登校重大事態】

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法 第28条第1項第2号

(2) いじめ防止対策推進法に基づく対応

いじめにおける重大事態の対応図

【学校を調査主体とした場合】

学校設置者の指導・支援の下、以下のような対応に当たる

○ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

○ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

○ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

○ 調査結果を学校の設置者に報告(※市教育委員会から市長等に報告)

○ 調査結果を踏まえた必要な措置

【学校の設置者が調査主体となる場合】

○ 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

(3) その他

- ① 学校いじめ防止基本方針は、保護者・地域に積極的に発信する。
- ② 学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用して見直す。
- ③ その他いじめの防止等に関する措置を講ずる。

※1 重大事態の判断

事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始

※2 重大事態の報告

「生命心身財産重大事態」

学校は事案を認知した場合、速やかに教育委員会に報告

「不登校重大事態」

欠席が 30 日に達する前から、教育委員会に相談をしつつ、児童生徒への聴き取り。重大事態と判断した際は、判断した後 7 日以内に教育委員会を経由して市長に報告

※3 再発防止に向けた取組について

(1) 重大事態に至った状況の整理と再発防止策の検討

教育委員会及び学校は、調査結果において認定された事実に基づき、共通理解の場を設定し、重大事態に至った状況の整理を行い、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の取組や対応について検証するとともに、必要な具体策について十分協議し、速やかに再発防止策を講じる

(2) 学校のいじめ防止についての取組確認といじめ防止基本方針の見直し

学校は当該事案の再発防止策の策定と同時に、「これまで行ってきた学校のいじめの未然防止や早期発見の取組に問題がなかったか」、また「いじめ解消のために不足している取組はないか」について協議し、新たな事案の未然防止に努める。また協議で出された改善点については、学校のいじめ防止基本方針に盛り込み、全職員で共通理解する。なお、学校のいじめ防止基本方針を改訂した場合は、教育委員会に報告する。

令和3年度 いじめ防止対策年間計画

時 期	○活動内容 ・ねらい	対 象	備 考
4 月	○縦割り班活動 ・児童の居場所づくりや絆づくりの施策（通年） ・他者理解 ○家庭訪問（自宅確認） ・情報収集、いじめの実態把握 ○いじめ防止基本方針に関する研修 ○学校いじめ防止等対策委員会 ・いじめ防止基本方針の見直し ○いじめに関するアンケート（毎月） ・実態把握 ○道徳教育の充実（年間）	全児童 希望家庭 全児童 全児童	○1年生を迎える会 ○縦割り班清掃 ○縦割り班遊び
5 月			
6 月	○小・中連携あいさつ運動 ・中学生との心のふれあい ○教育相談 ・情報収集、いじめの実態把握 ○学校評議委員会 ・情報交換 ○いじめに関する研修会（SC活用） ・教職員の指導力向上	選抜児童 全児童対象 全職員対象	○委員会発表

7月	○学校評価	全保護者	
8月	○人権メッセージ応募	希望児童	
9月	○運動会 ・児童中心の活動を通した望ましい集団づくり ○学校いじめ防止等対策委員会	全生徒対象 実行委員児童	○委員会発表
10月			
11月	○小・中連携あいさつ運動 ・中学生との心のふれあい ○教育相談 ・情報収集, いじめの実態把握	選抜児童 全児童対象	○委員会発表
12月	○学校評価	全保護者	
1月	○学校いじめ防止等対策委員会		○委員会発表
2月	○教育相談 ・情報収集, いじめの実態把握 ○ケータイ安全教室 ○学校評価のまとめ ○学校評議委員会 ・情報交換	全児童対象 保護者・児童 市教委へ報告	○委員会発表
3月	○学校いじめ防止等対策委員会 ・今年度の反省及び課題 ・年間計画の見直し	校内運営委員	○6年生を送る会